

2019年2月5日

通達番号 健保発 第18-32

発信者 シャープ健康保険組合

健康保険の被扶養者(家族)の昨年収入をご確認ください

2018年分(2018年1月～12月で被扶養者であった期間)の収入を確認できる時期がきましたので、健康保険の被扶養者となっている家族をお持ちの方は、被扶養者の昨年の収入が健康保険の収入基準に該当しているかをご確認ください。

また、パート・アルバイト等をされている場合は、勤務先で社会保険(健康保険や厚生年金)に加入していないか合わせてご確認ください。

健康保険の扶養と税法上の扶養の基準は、異なります。後段に「税法上の扶養と健康保険法上の扶養の違い」について掲載しておりますので、ご参考にしてください。

記

1. 収入の範囲

- ・受け取った金銭は全て含まれます。

給与収入・年金収入・事業収入・不動産収入・譲渡収入などすべてを含み、税法上では含まれない非課税の収入も含まれます。但し、一時金として支給される退職金・非課税の公的給付金は含まれません。

- ・事業所得者(自営業者・農業従事者等)の年収

総収入ー(売上原価＋※必要経費)

※必要経費は、所得税法上の必要経費とは異なり、それらの経費がないと事業が行えない経費に限り認められます。

また、現金支出のない減価償却費については、必要経費として取扱いません。

2. 収入の基準

- ・60才未満の方・・・130万円未満
- ・60才以上、または障害年金を受給している方・・・180万円未満

収入が、上記基準を超過している場合は、扶養削除の手続きが必要です。

収入基準以内であっても、パート・アルバイト先で健康保険に加入する場合がありますので、給与明細書において「健康保険料」が控除されている場合は、扶養削除の手続きが必要です。

3. 扶養削除の手続き

以下の3点を揃えて、管轄の総務部へ提出してください。

ア. 「(様式71)被扶養者(削除)異動届」←健保HPからダウンロードが可能です 

イ. 扶養削除となる家族のシャープ健康保険証(原本)

ウ. 扶養削除の理由別確認書類の写し

例) 給与明細書、源泉徴収票、健康保険に加入していた場合は勤務先の健康保険証など

<参考> [「税法上の扶養と健康保険法上の扶養の違い」について](#) 

4. 問合せ先

シャープ健康保健組合 保険証・給付金担当

内線. 8-570-108672、4326 直通. 06-6796-1567

E-Mail:kenpo-kennin@list.sharp.co.jp

以上